別紙１

全国福祉高等学校長会　教職員表彰規程

第１条（趣旨）

この規程は、全国福祉高等学校長会規約第５章第１７条に基づき、全国福祉高等学校長会が行う福祉教育の充実、新興について、特に顕著な功績のあった者の功績をたたえ、教職員の意欲高揚の推進、資質能力の向上を図ることを目的とした表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

第２条（表彰の対象）

表彰の対象者は、この表彰を行う前年度末において全国福祉高等学校長会に所属する高等学校に通算で１０年以上勤務する、もしくは勤務経験のある教職員で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）各地区、各都道府県等において、高等学校福祉教育上その功績が顕著であると認められる者。

（２）全国福祉高等学校長会の運営等において、その功績が顕著であると認められる者。

（３）前号の外、特に表彰することが適当と認める者。

第３条（被表彰者の決定）

表彰を受ける者は、前条各号に掲げるものについて、別に定める推薦があったとき、理事会の審査を経て理事長が決定する。

第４条（表彰の時期）

表彰は、毎年全国福祉高等学校長会総会・研究協議会並びに福祉担当教員等研究協議会にて行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

第５条（表彰の内容）

表彰状を授与する。

第６条（推薦）

推薦は、次により行うものとする。

（１）原則として所属長が推薦し、各地区理事の承認を得て行うものとする。

（２）推薦書の提出は、毎年２月末日を期限とする。

附則

この規程は、平成２９年８月１０日から適用する。